

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○○○氏は、令和3年11月12日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和○年○月○日、当時住んでいた○○○○の自宅に警察官が来て対応したことが分かる文書」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報として、「○月○日付け○○駐在所の所長日誌」（以下「本件対象個人情報」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて個人情報を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「開示をしない理由」を付して、令和3年11月24日付け広(個)第44-1号個人情報一部開示決定通知書により、審査請求人に通知した。

【開示をしない部分①】

警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者の氏名

【開示をしない理由】

条例第12条第1項第2号該当

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。

【開示をしない部分②】

「活動記録」に係る「活動内容」欄における10行目及び11行目の一部

【開示をしない理由】

条例第12条第1項第5号該当

巡回連絡を実施した具体的な場所及び対応した地域警察官の捜査内容が記載さ

れており、開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求人は、令和3年12月8日、開示をしない部分②を不開示とした処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、山形県公安委員会に対し審査請求を行った。

4 山形県公安委員会は、令和4年2月24日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、開示をしない部分②の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 令和〇年〇月〇日、警察官が自宅に来たのは、妻が自分の通帳と現金が紛失した事を連絡し、その調査で来たものと思われる。
- (2) 当初、妻はその通帳と現金を私が盗んだものと主張していたが、翌日に妻の勘違いで、置き場所を間違えたただけであったことの報告を受けた。
- (3) 警察官が自宅に来た時の話にも食い違いがあり、その時に紛失した通帳の存在を否定している。
- (4) 当日の私は、泥棒扱いされた被害者であり、所長日誌に記載された内容を全て確認する権利がある。

### 第4 実施機関の主張要旨

#### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

#### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報には、警察官が行った巡回連絡の具体的な場所の情報及び審査請求人が当時住んでいた自宅における犯罪捜査の情報が含まれており、これらの情報はいずれも条例第12条第1項第5号に規定する不開示情報に該当する。
- (2) 一部不開示の理由となった条例第12条第1項第5号は、開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認める場合に、これらを防止するため不開示とすることを定めているものである。
- (3) 巡回連絡を実施した具体的な場所を開示すると、犯罪を企図する者が地域警察官の行う警察活動の間隙について犯罪を行うおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 地域警察官が行った犯罪捜査の内容を開示すると、犯罪の種別、捜査の結果といった具体的な捜査内容が明らかとなるため、捜査活動と犯罪予防に支障を及ぼすおそれがある。
- (5) 以上、上記の理由から、審査請求人が主張する内容は認めることはできない。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例第12条第1項第5号の規定について

条例第12条第1項第5号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報」を不開示事由として、規定している。

「山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈」（平成13年3月21日付け総第752号総務部長通知）によれば、ここでいう「実施機関が認めるに足りる相当の理由」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断や、高度の政策的判断を要するものであることから、その開示・不開示については、実施機関の第一次的な判断によるものとし、実施機関が「おそれがある」と判断するものについては不開示と一義的に決定されるという趣旨である。その判断の当否については、実施機関の第一次的な判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かにより審理、判断されるものである。

### 2 条例第12条第1項第5号該当性について

当審査会において、本件対象個人情報インカメラ審査によって確認したところ、実施機関が条例第12条第1項第5号に該当すると判断した部分には、地域警察官が巡回連絡を実施した地域名や地域警察官が行った犯罪捜査について記載されていることが認められた。

地域警察官が巡回連絡を実施した地域名については、例えば、数ヶ月分の所長日誌を開示請求された場合、当該地域警察官の巡回パターンが判明し、巡回の無い地域を狙って犯罪行為を行うなどする者が出てくる可能性は否めない。また、犯罪捜査の内容を開示すると、その事件に係る情報収集や捜査活動が明らかになり、今後の捜査活動に支障を生じさせる可能性は十分にあり得るものである。

したがって、開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由があると認められることから、条例第12条第1項第5号に該当し、不開示が妥当である。

### 3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月24日	審査庁から諮問を受けた。
令和4年6月20日 (第66回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年7月21日 (第67回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年8月18日 (第68回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今野佳世子	社会保険労務士	委員
須賀まり子	元山形市教育委員	委員
薬丸有希子	弁護士	委員